

# 選挙に行こうよ!

(鹿児島県明るい選挙推進協議会だより)  
第22号 令和4年3月31日 発行

鹿児島県明るい選挙推進協議会事務局  
〒890-8577  
鹿児島市鴨池新町10番1号  
鹿児島県選挙管理委員会内  
TEL:099-286-2237  
FAX:099-286-5517  
mail:senkyo@pref.kagoshima.lg.jp



## 今夏は、参議院議員通常選挙



令和4年度は、夏の参議院議員通常選挙など、12月までに下表のとおり選挙が予定されています。選挙は、民主主義の根幹をなすものです。日頃から政治や選挙に関心を持ち、主権者として、棄権することなく、必ず投票に行きましょう。

## 選挙に行こう!



令和4年度(4月~12月)の選挙予定



選挙の種類	任期満了日	告示日(公示日)	選挙期日
出水市長選挙	R4.4.22	R4.4.10	R4.4.17
出水市議会議員選挙	R4.4.22	R4.4.10	R4.4.17
長島町長選挙	R4.4.22	R4.4.12	R4.4.17
長島町議会議員選挙	R4.4.22	R4.4.12	R4.4.17
始良市長選挙	R4.4.24	R4.4.10	R4.4.17
始良市議会議員選挙	R4.4.24	R4.4.10	R4.4.17
鹿屋市議会議員選挙	R4.4.30	R4.4.17	R4.4.24
肝付町議会議員選挙	R4.4.30	R4.4.19	R4.4.24
参議院議員通常選挙	R4.7.25	未定	未定
天城町長選挙	R4.12.26	未定	未定
天城町議会議員選挙	R4.12.29	未定	未定

※任期満了順

## 今春、転居する方は住民票を移しましょう

住所の異動がある方は、住民基本台帳法に基づき、**転出・転入の手続きを**する必要があります。

**住民票は、行政サービスや選挙人名簿の登録などにつながる大切な情報**ですので、**忘れずに手続き**しましょう。

**Q 住民票はどうやって移すの?**  
住民票の手続きは簡単です!

**引っ越し時**  
①転出届を提出し、転出届明票を受け取る  
②マイナンバーカードを持っていく人、引っ越し前の市区町村に「転入届の特例による転出届」を郵送することで、転出届明票の発行をして、引っ越し後の市区町村にのみ出席して転入学籍することが可能です。  
③マイナンバーカードを持っていく人、引っ越し前の市区町村に「転入届の特例による転出届」を郵送することで、転出届明票の発行をして、引っ越し後の市区町村にのみ出席して転入学籍することが可能です。

**Q 住民票を移したら、選挙の投票はどこでできるの?**  
住民票を移してから3ヶ月経過したら、引っ越し後の新しい住所地で投票できます。  
※選挙人名簿の登録票は3ヶ月経過している必要があります。  
もし、3ヶ月経過する前に選挙があった場合は、引っ越し前の住所地で投票できます。  
※引っ越し前の住所地で投票するためには、引っ越し前の住所に3ヶ月以上住んでいた必要があります。  
※地方によっては、直接選挙が行われる区域内で住所転居した場合に限り投票できます。

**Q 選挙の日引っ越し前の住所に行けない場合は、投票できないの?**  
そんなときは、不在者投票ができます。

**Q 住民票を移したら、地元の「成人式」に出場できないの?**  
住民票を移した後も、ほとんどの市区町村で、地元の「成人式」に参加できます。  
※成人式の案内状受け取りの必要など、事前に手続きが必要な市区町村もあります。  
※成人式の特典、贈り物など詳しくは地元の市区町村にお問い合わせください。

※詳しくはお近くの市区町村にお問い合わせください。

※住民票異動チラシ(総務省作成)

## ~主権者教育を進める出前授業~



鹿児島県と県明るい選挙推進協議会では、今年度県内8校の小学生から大学生までを対象に選挙の出前授業を実施しました。うち2校は学生投票率100%をめざす会の学生が選挙講話を行いました。オンラインで1月に開催された若者リーダーフォーラムでは他県の若者啓発グループとの意見交換を行い、講話内容もさらに充実しました。

ちなみに、令和3年10月の第49回衆議院議員総選挙の投票率は、小選挙区で57.71%で、前回の56.09%より、1.62ポイントの増となり、18歳は50.41%、19歳は32.26%でした。

